

神奈川県内の歯科技工所に関する現況調査 報告書

平成28年11月

神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

1 調査の目的・方法等

(1) 目的

現在、急速な人口の高齢化が進む中、高齢者等の口腔機能の回復のため、入れ歯、さし歯、金冠、矯正装置などの製作・修理に携わり、歯科医療の一端を担っている歯科技工所の役割はますます重要になっている。

歯科技工所を開設する際には、歯科技工士法第 21 条の規定により、開設した者が開設届を提出することになっているが、その後の運営状況については、定期的な報告等を求めているが、所管の保健所等において十分な確認が出来ていないのが現状である。

また、平成 26 年 12 月に一般社団法人神奈川県歯科技工士会から神奈川県議会に対し、歯科技工所運営の適正化のため、歯科技工所の実態調査及び問題の研究を行うよう請願が提出された。

これらを踏まえ、神奈川県では、歯科技工所の実態把握と問題究明を行うことにより、歯科技工所の適正な運営に資するため「歯科技工所現況調査」を実施した。

(2) アンケート調査の実施概要

実施主体：神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

実施対象：神奈川県内の全歯科技工所(1,404箇所)

実施時期：平成28年1月8日～平成28年1月29日

実施方法：郵送により配布

ファクリミリ及び郵送により回収

調査内容：別紙のとおり

(3) アンケート回収状況等

送付数：1,404

送付不能数：259

※住所地の変更、廃業等により、郵送物が各歯科技工所の開設者から提出された開設届に記載のある住所地に届かなかったもの。

調査票到達数(推計値)：1,145

※(送付数)－(送付不能数)

回収数：509

回収率：44.5%

有効回答数：484

有効回答回収率：42.3%

※(有効回答数)÷(調査票到達数)

■ アンケート回収状況等(二次医療圏別)

二次医療圏	調査対象		送付不能数 (2)	調査票到達数(3) ((1)-(2))	回収		有効回答	
	調査 対象数(1)	構成比(%)			回収数(4)	回収率 (4)/(3)	有効 回答数(5)	有効回答 回収率 (5)/(3)
横浜北部	245	17.5%	63	182	76	41.8%	74	40.7%
横浜西部	200	14.2%	61	139	62	44.6%	61	43.9%
横浜南部	172	12.3%	33	139	61	43.9%	57	41.0%
川崎北部	118	8.4%	14	104	31	29.8%	29	27.9%
川崎南部	104	7.4%	24	80	40	50.0%	40	50.0%
相模原市	105	7.5%	6	99	43	43.4%	41	41.4%
横須賀市・三浦	120	8.5%	19	101	43	42.6%	41	40.6%
湘南東部	73	5.2%	8	65	32	49.2%	30	46.2%
湘南西部	73	5.2%	5	68	38	55.9%	35	51.5%
県央	123	8.8%	16	107	53	49.5%	50	46.7%
県西	71	5.1%	10	61	28	45.9%	25	41.0%
不明	-	-	-	(うち2)	2	100.0%	1	50.0%
合計	1,404	100.0%	259	1,145	509	44.5%	484	42.3%

※有効回答数…回収した調査票のうち、廃止、休止により回答していないもの及び回答が読み取り不能なものを除いた数。

2 設問別調査結果の概要(県全体)

調査の実施により把握した、歯科技工所の実態及び問題点は以下のとおりである。

(1) 届出

歯科技工士法（以下「法」という。）第21条第1項において、歯科技工所の構造設備等に変更があった場合には届出の提出が求められているが、構造設備の変更を行った歯科技工所のうち、届出書を提出している者は73.1%であった。

また、法第21条第2項において、歯科技工所を休止又は廃止した場合にはその旨を届け出ることとなっているが、休止している歯科技工所のうち、届出書を提出している者は20.0%であり、低率であった。

(2) 指示書

法第19条及び歯科技工士法施行規則（以下「規則」という。）第12条により、歯科技工に係る指示書について規定されているが、回答のあった歯科技工所のうち、指示書の記載事項に関する規定に従っている者は96.5%、保存に関する規定に従っている者は95.7%であった。

また、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について（以下「指針」という。）」により、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託する場合には、二次受託者との間で指針に記載のある事項について取決めを行い又それについて記録する必要があるが、再委託を行っている歯科技工所のうち規定に従っている者は86.1%であった。

(3) 業務従事者

法第 17 条では、歯科医師又は歯科技工士以外の業としての歯科技工を禁止しているが、回答のあった歯科技工所のうち、有資格者の従事が 95.2%であった。

(4) 構造設備

規則第 13 条の 2 により、歯科技工所の構造設備基準が定められているが、各設問について 91.5%から 98.6%の歯科技工所が規定に従っているとの回答であった。

(5) 品質管理

指針 4 から 7 により、歯科補てつ物等の作成に関する品質管理について規定されているが、回答のあった歯科技工所のうち、「指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成している（設問 19）」者は 69.6%であった。また、「工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書（手順書）を作成している（設問 20）」者は 46.5%である等、歯科技工録の作成、手順書の作成、機器の保守点検の記録の作成及び保存、構成部品等の点検・検査の記録の作成等、各記録の作成の規定について従っている歯科技工所は、46.5%から 69.6%にとどまっている。

また、「委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、その記録を作成している」者は 58.7%であった。

(6) 広告

法第 26 条により、歯科技工所の広告の制限について規定している。

回答のあった歯科技工所のうち、広告を出している者は 7.0%とかなり低率であった。また、広告を出している者のうち、規定に従っている者は 97.1%であった。

3 調査結果の評価

- 今回の調査は有効回答回収率が 42.3%にとどまっており、今回の調査結果が県内歯科技工所のすべての実態を表しているわけではないことに留意が必要である。
- 調査票を送付した 1,404 の歯科技工所のうち、259 の歯科技工所については送付不能で県に返送されてしまった。このうちの多くは廃業しているのではないかと推測される。
- 業務従事者、構造設備の整備及び広告内容については、概ね諸規定に従って適切に実施されているものと思われる。
- 品質管理については、歯科技工録の作成率等が 46.5%から 69.6%とやや低い傾向にあった。各技工所は品質管理に努めていると思われるが、業務多忙や理解不足等により、必要な記録が作成されていないのではないかと推測される。より適切に技工所を運営していくためには、各種記録の整備を進めていく必要がある。
- また、法に規定されている各種届出の提出を規定どおりに行っていない歯科技工所が見受けられた。今後、新たに技工所の開設届が提出された場合、各種届出や諸規定の遵守について、

開設者に十分周知していくことが求められる。

- すでに開設届出済の歯科技工所については、定期的な報告義務等がない中で、各保健所が実態をすべて把握し、指導することは現実的に困難と思われる。各種届出や諸規定の遵守について、再周知するなどどのような対応が効果的・効率的なのか今後検討していく。

3 調査結果

■ 県全体

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	67 (13.8%)	404 (83.5%)	4 (0.8%)	9 (1.9%)	484
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	49 (73.1%)	18 (26.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67
2	業務を休止しているか。	5 (1.0%)	431 (89.0%)	38 (7.9%)	10 (2.1%)	484
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	467 (96.5%)	6 (1.2%)	2 (0.4%)	9 (1.9%)	484
4	指示書は2年間保存しているか。	463 (95.7%)	9 (1.9%)	2 (0.4%)	10 (2.1%)	484
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	201 (41.5%)	270 (55.8%)	5 (1.0%)	8 (1.7%)	484
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	173 (86.1%)	24 (11.9%)	4 (2.0%)	0 (0.0%)	201

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	461 (95.2%)	0 (0.0%)	11 (2.3%)	12 (2.5%)	484

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	473 (97.7%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	9 (1.9%)	484
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	474 (97.9%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	8 (1.7%)	484
9	手洗い設備を有しているか。	470 (97.1%)	2 (0.4%)	4 (0.8%)	8 (1.7%)	484
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	473 (97.7%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)	8 (1.7%)	484
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	459 (94.8%)	14 (2.9%)	3 (0.6%)	8 (1.7%)	484

12	照明・換気が行われているか。	475 (98.1%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	7 (1.4%)	484
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	470 (97.1%)	6 (1.2%)	3 (0.6%)	5 (1.0%)	484
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	477 (98.6%)	0 (0.0%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)	484
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	469 (96.9%)	8 (1.7%)	2 (0.4%)	5 (1.0%)	484
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	476 (98.3%)	3 (0.6%)	1 (0.2%)	4 (0.8%)	484
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	443 (91.5%)	28 (5.8%)	9 (1.9%)	4 (0.8%)	484
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	469 (96.9%)	8 (1.7%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)	484

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	337 (69.6%)	140 (28.9%)	2 (0.4%)	5 (1.0%)	484
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	326 (96.7%)	6 (1.8%)	5 (1.5%)	0 (0.0%)	337
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	225 (46.5%)	239 (49.4%)	16 (3.3%)	4 (0.8%)	484
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	456 (94.2%)	18 (3.7%)	7 (1.4%)	3 (0.6%)	484
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	404 (83.5%)	74 (15.3%)	3 (0.6%)	3 (0.6%)	484
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	198 (49.0%)	198 (49.0%)	7 (1.7%)	1 (0.2%)	404
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	274 (56.6%)	199 (41.1%)	8 (1.7%)	3 (0.6%)	484
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	284 (58.7%)	185 (38.2%)	10 (2.1%)	5 (1.0%)	484

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	34 (7.0%)	386 (79.8%)	60 (12.4%)	4 (0.8%)	484
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	33 (97.1%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	34

<参考>

■ 二次医療圏別 (所在地不明の歯科技工所 1 ヶ所を除く)
(横浜北部)

(1) 届出	はい	いいえ	無回答	不明	合計
1 開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	4 (5.4%)	68 (91.9%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
1-2 1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4
2 業務を休止しているか。	0 (0.0%)	67 (90.5%)	5 (6.8%)	2 (2.7%)	74
2-2 2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書	はい	いいえ	無回答	不明	合計
3 指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	71 (95.9%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
4 指示書は2年間保存しているか。	69 (93.2%)	2 (2.7%)	0 (0.0%)	3 (4.1%)	74
5 指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	36 (48.6%)	33 (44.6%)	3 (4.1%)	2 (2.7%)	74
5-2 5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	28 (77.8%)	6 (16.7%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	36

(3) 業務従事者	はい	いいえ	無回答	不明	合計
6 有資格者が歯科技工に従事しているか。	70 (94.6%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	2 (2.7%)	74

(4) 構造設備	はい	いいえ	無回答	不明	合計
7 歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	72 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
8 歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	72 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
9 手洗い設備を有しているか。	72 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
10 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	72 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
11 安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	70 (94.6%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	2 (2.7%)	74
12 照明・換気が行われているか。	72 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	74
13 床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	70 (94.6%)	2 (2.7%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	74
14 出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	74 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	74
15 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	70 (94.6%)	4 (5.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	74
16 廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	73 (98.6%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	74
17 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	69 (93.2%)	4 (5.4%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	74
18 歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	71 (95.9%)	2 (2.7%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	74

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	49 (66.2%)	23 (31.1%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	74
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	46 (93.9%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	49
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	36 (48.6%)	36 (48.6%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	74
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	71 (95.9%)	2 (2.7%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	74
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	58 (78.4%)	16 (21.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	74
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	31 (53.4%)	25 (43.1%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)	58
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	35 (47.3%)	39 (52.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	74
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	38 (51.4%)	35 (47.3%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	74

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	5 (6.8%)	59 (79.7%)	10 (13.5%)	0 (0.0%)	74
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	4 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	5

(横浜西部)

(1) 届出

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	8 (13.1%)	51 (83.6%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	7 (87.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8
2	業務を休止しているか。	0 (0.0%)	56 (91.8%)	3 (4.9%)	2 (3.3%)	61
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	58 (95.1%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
4	指示書は2年間保存しているか。	58 (95.1%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	2 (3.3%)	61
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	33 (54.1%)	26 (42.6%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	28 (84.8%)	4 (12.1%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	33

(3) 業務従事者

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	56 (91.8%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	3 (4.9%)	61

(4) 構造設備

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	59 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	59 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
9	手洗い設備を有しているか。	57 (93.4%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	2 (3.3%)	61
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	59 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	57 (93.4%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	61
12	照明・換気が行われているか。	60 (98.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	58 (95.1%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	59 (96.7%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	61
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	60 (98.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	58 (95.1%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	55 (90.2%)	4 (6.6%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	61
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	59 (96.7%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	43 (70.5%)	17 (27.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	43 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	25 (41.0%)	32 (52.5%)	3 (4.9%)	1 (1.6%)	61
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	57 (93.4%)	3 (4.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	46 (75.4%)	14 (23.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	23 (50.0%)	22 (47.8%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	46
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	27 (44.3%)	30 (49.2%)	3 (4.9%)	1 (1.6%)	61
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	33 (54.1%)	25 (41.0%)	2 (3.3%)	1 (1.6%)	61

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	3 (4.9%)	48 (78.7%)	9 (14.8%)	1 (1.6%)	61
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3

(横浜南部)

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	6 (10.5%)	48 (84.2%)	1 (1.8%)	2 (3.5%)	57
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
2	業務を休止しているか。	0 (0.0%)	52 (91.2%)	3 (5.3%)	2 (3.5%)	57
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
4	指示書は2年間保存しているか。	55 (96.5%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	24 (42.1%)	32 (56.1%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	20 (83.3%)	4 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	54 (94.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.3%)	57

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
9	手洗い設備を有しているか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	54 (94.7%)	2 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
12	照明・換気が行われているか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	55 (96.5%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	57
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	54 (94.7%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	57
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	56 (98.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	57
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	50 (87.7%)	1 (1.8%)	5 (8.8%)	1 (1.8%)	57
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	53 (93.0%)	2 (3.5%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	57

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	39 (68.4%)	17 (29.8%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	57
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	37 (94.9%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)	39
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	31 (54.4%)	25 (43.9%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	57
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	54 (94.7%)	2 (3.5%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	57
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	47 (82.5%)	10 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	57
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	31 (66.0%)	16 (34.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	47
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	41 (71.9%)	15 (26.3%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	57
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	37 (64.9%)	19 (33.3%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	57

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	5 (8.8%)	42 (73.7%)	10 (17.5%)	0 (0.0%)	57
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示しているか。	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5

(川崎北部)

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	8 (27.6%)	20 (69.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8
2	業務を休止しているか。	1 (3.4%)	24 (82.8%)	3 (10.3%)	1 (3.4%)	29
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	27 (93.1%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
4	指示書は2年間保存しているか。	27 (93.1%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	13 (44.8%)	15 (51.7%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	11 (84.6%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	27 (93.1%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	29

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
9	手洗い設備を有しているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
12	照明・換気が行われているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	29
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	29 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	29
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	28 (96.6%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	28 (96.6%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	26 (89.7%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	28 (96.6%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	29

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	19 (65.5%)	10 (34.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	14 (48.3%)	13 (44.8%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	29
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	26 (89.7%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	29
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	24 (82.8%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	29
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	13 (54.2%)	10 (41.7%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	24
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	16 (55.2%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	16 (55.2%)	12 (41.4%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	29

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	0 (0.0%)	23 (79.3%)	6 (20.7%)	0 (0.0%)	29
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(川崎南部)

(1) 届出

	はい	いいえ	無回答	不明	合計
1 開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	6 (15.0%)	34 (85.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
1-2 1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
2 業務を休止しているか。	0 (0.0%)	35 (87.5%)	5 (12.5%)	0 (0.0%)	40
2-2 2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書

	はい	いいえ	無回答	不明	合計
3 指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
4 指示書は2年間保存しているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
5 指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	16 (40.0%)	24 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
5-2 5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	15 (93.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16

(3) 業務従事者

	はい	いいえ	無回答	不明	合計
6 有資格者が歯科技工に従事しているか。	39 (97.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.5%)	40

(4) 構造設備

	はい	いいえ	無回答	不明	合計
7 歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
8 歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
9 手洗い設備を有しているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
10 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
11 安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	39 (97.5%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
12 照明・換気が行われているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
13 床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	39 (97.5%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
14 出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
15 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
16 廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	40 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
17 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	37 (92.5%)	3 (7.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
18 歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	39 (97.5%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	28 (70.0%)	12 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	27 (96.4%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	12 (30.0%)	24 (60.0%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	40
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	39 (97.5%)	0 (0.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	40
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	35 (87.5%)	4 (10.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	40
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	14 (40.0%)	21 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	35
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	19 (47.5%)	20 (50.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	40
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	23 (57.5%)	15 (37.5%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	40

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	4 (10.0%)	34 (85.0%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	40
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4

(相模原)

(1) 届出	はい	いいえ	無回答	不明	合計
1 開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	8 (19.5%)	32 (78.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
1-2 1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	3 (37.5%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8
2 業務を休止しているか。	0 (0.0%)	36 (87.8%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)	41
2-2 2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書	はい	いいえ	無回答	不明	合計
3 指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	39 (95.1%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
4 指示書は2年間保存しているか。	39 (95.1%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
5 指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	16 (39.0%)	24 (58.5%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
5-2 5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	12 (75.0%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16

(3) 業務従事者	はい	いいえ	無回答	不明	合計
6 有資格者が歯科技工に従事しているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41

(4) 構造設備	はい	いいえ	無回答	不明	合計
7 歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
8 歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
9 手洗い設備を有しているか。	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
10 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
11 安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	38 (92.7%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
12 照明・換気が行われているか。	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
13 床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	40 (97.6%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
14 出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
15 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	40 (97.6%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
16 廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
17 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	40 (97.6%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
18 歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	28 (68.3%)	13 (31.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	25 (89.3%)	1 (3.6%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	28
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	23 (56.1%)	18 (43.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	37 (90.2%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	21 (56.8%)	16 (43.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	37
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	27 (65.9%)	14 (34.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	28 (68.3%)	12 (29.3%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	6 (14.6%)	31 (75.6%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	41
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6

(横須賀・三浦)

(1) 届出

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	9 (22.0%)	30 (73.2%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	41
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	6 (66.7%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9
2	業務を休止しているか。	1 (2.4%)	34 (82.9%)	4 (9.8%)	2 (4.9%)	41
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(2) 指示書

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	37 (90.2%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	41
4	指示書は2年間保存しているか。	38 (92.7%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	41
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	13 (31.7%)	27 (65.9%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	13 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13

(3) 業務従事者

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	38 (92.7%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	41

(4) 構造設備

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
9	手洗い設備を有しているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
12	照明・換気が行われているか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	40 (97.6%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	40 (97.6%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	38 (92.7%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	40 (97.6%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	30 (73.2%)	11 (26.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	17 (41.5%)	22 (53.7%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	38 (92.7%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	38 (92.7%)	3 (7.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	18 (47.4%)	20 (52.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	38
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	22 (53.7%)	18 (43.9%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	21 (51.2%)	19 (46.3%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	41

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	1 (2.4%)	32 (78.0%)	8 (19.5%)	0 (0.0%)	41
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(湘南東部)

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	3 (10.0%)	27 (90.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3
2	業務を休止しているか。	1 (3.3%)	27 (90.0%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	30
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
4	指示書は2年間保存しているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	15 (50.0%)	15 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	14 (93.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	28 (93.3%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	30

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
9	手洗い設備を有しているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
12	照明・換気が行われているか。	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	29 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	28 (93.3%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	1 (3.3%)	30
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	28 (93.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	30
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	29 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	26 (86.7%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	1 (3.3%)	30
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	29 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	25 (83.3%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	13 (43.3%)	14 (46.7%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	30
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	27 (90.0%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	24 (80.0%)	4 (13.3%)	1 (3.3%)	1 (3.3%)	30
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	6 (25.0%)	16 (66.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	24
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	18 (60.0%)	9 (30.0%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	30
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	16 (53.3%)	11 (36.7%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	30

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	2 (6.7%)	25 (83.3%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	30
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2

(湘南西部)

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	4 (11.4%)	29 (82.9%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	35
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4
2	業務を休止しているか。	0 (0.0%)	30 (85.7%)	4 (11.4%)	1 (2.9%)	35
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
4	指示書は2年間保存しているか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	10 (28.6%)	24 (68.6%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	10 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	33 (94.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	35

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	33 (94.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	35
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
9	手洗い設備を有しているか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	33 (94.3%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	32 (91.4%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
12	照明・換気が行われているか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	33 (94.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	35
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	32 (91.4%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	34 (97.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	19 (54.3%)	14 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	35
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	19 (54.3%)	14 (40.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	35
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	32 (91.4%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	35
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	31 (88.6%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	13 (41.9%)	16 (51.6%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)	31
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	22 (62.9%)	12 (34.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	35
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	22 (62.9%)	11 (31.4%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	35

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	4 (11.4%)	28 (80.0%)	1 (2.9%)	2 (5.7%)	35
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4

(県央)

(1) 届出		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	7 (14.0%)	43 (86.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	6 (85.7%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7
2	業務を休止しているか。	1 (2.0%)	46 (92.0%)	3 (6.0%)	0 (0.0%)	50
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(2) 指示書		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	49 (98.0%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	50
4	指示書は2年間保存しているか。	48 (96.0%)	2 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	18 (36.0%)	31 (62.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	50
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	16 (88.9%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18

(3) 業務従事者		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50

(4) 構造設備		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
9	手洗い設備を有しているか。	48 (96.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	50
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	45 (90.0%)	5 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
12	照明・換気が行われているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	46 (92.0%)	4 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	38 (76.0%)	12 (24.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	38 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	38
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	25 (50.0%)	25 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	48 (96.0%)	2 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	39 (78.0%)	11 (22.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	18 (46.2%)	21 (53.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	33 (66.0%)	17 (34.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	34 (68.0%)	16 (32.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	3 (6.0%)	40 (80.0%)	7 (14.0%)	0 (0.0%)	50
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3

(県西)

(1) 届出

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか。	4 (16.0%)	21 (84.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
1-2	1が「はい」の場合、変更届は出しているか。	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4
2	業務を休止しているか。	1 (4.0%)	23 (92.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	25
2-2	2が「はい」の場合、休止届は出しているか。	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(2) 指示書

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
3	指示書に次の必要事項が記載されているか。 ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
4	指示書は2年間保存しているか。	24 (96.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか。	6 (24.0%)	19 (76.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
5-2	5が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記録しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6

(3) 業務従事者

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
6	有資格者が歯科技工に従事しているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25

(4) 構造設備

		はい	いいえ	無回答	不明	合計
7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
9	手洗い設備を有しているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ10㎡以上の面積を有しているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
12	照明・換気が行われているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか。	25 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか。	23 (92.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか。	24 (96.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25

(5) 品質管理		はい	いいえ	無回答	不明	合計
19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか。	19 (76.0%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか。	17 (89.5%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	19
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、事故点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか。	9 (36.0%)	16 (64.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか。	22 (88.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか。	24 (96.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか。	10 (41.7%)	14 (58.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか。	13 (52.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか。	15 (60.0%)	10 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25

(6) 広告		はい	いいえ	無回答	不明	合計
25	歯科技工所の広告を出しているか。	1 (4.0%)	24 (96.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか。	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

(別紙)

歯科技工所現況調査票

記入年月日 平成 年 月 日

1 施設の概要

施設名		開設年月日	年 月 日
所在地	(電話番号)		
開設者名			

2 従事者の氏名等

氏 名	歯科医籍登録番号又は 歯科技工士名簿登録番号 (※名簿登録した都道府県庁名)	登録年月日
(管理者)		
(その他の従事者)		

※ 登録した都道府県庁名は、昭和 57 年 3 月 31 日以前に歯科技工士免許を取得された方のみ

(施設名)

3 自己チェック欄

次のチェック欄（はい・いいえ）のどちらかに○を記入してください。

※根拠欄 法…歯科技工士法 規則…歯科技工士法施行規則

指針…歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について

(H24.10.2 付け医政発 1002 第四 厚生労働省医政局長通知)

(1) 届出

項番	確認事項	チェック欄	根拠
1	開設届提出後に構造設備の変更をしているか	はい・いいえ	法 21 条 1 項
1-2	1 が「はい」の場合、変更届は出しているか (※)	はい・いいえ	法 21 条 1 項
2	業務を休止しているか	はい・いいえ	法 21 条 2 項
2-2	2 が「はい」の場合、休止届は出しているか (※)	はい・いいえ	法 21 条 2 項

※ 変更届・休止届の提出が必要な場合で、未提出の方は、速やかに手続きをお願いします。

(2) 指示書

3	指示書に次の必要事項が記載されているか ①患者の氏名 ②設計 ③作成の方法 ④使用材料 ⑤発行年月日 ⑥発行した歯科医師の氏名及び勤務先所在地 ⑦歯科技工所の場合は名称及び所在地	はい・いいえ	規則 12 条
4	指示書は 2 年間保存しているか	はい・いいえ	法 19 条
5	指示書に基づき、委託された歯科補てつ物の作成の一部を他の歯科技工所に再委託することはあるか	はい・いいえ	指針 10
5-2	5 が「はい」の場合、次の取決めを行い、歯科技工録等に記載しているか。 ①分担工程の範囲 ②その作成等に関する技術的条件 ③委託歯科医師による指示について、確認及び品質管理・点検の方法 ④その他	はい・いいえ	指針 10 1) 2)

(3) 業務従事者

6	有資格者が歯科技工に従事しているか	はい・いいえ	法 17 条 1 項
---	-------------------	--------	------------

(4) 構造設備

7	歯科技工を行う設備、器具を備えているか	はい・いいえ	規則 13 条の 2 第 1 号
8	歯科技工を行うのに支障のないよう設備・器具が整備・配置され、清掃・保守が容易にできるか	はい・いいえ	同条 2 号
9	手洗い設備を有しているか	はい・いいえ	同条 3 号
10	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか	はい・いいえ	同条 4 号
11	安全上・防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ 10 m ² 以上の面積を有しているか	はい・いいえ	同条 5 号
12	照明・換気が行われているか	はい・いいえ	同条 6 号

(施設名)

13	床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであるか	はい・いいえ	同条7号
14	出入口及び窓は、閉鎖できるものであるか	はい・いいえ	同条8号
15	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有しているか	はい・いいえ	同条9号
16	廃水及び廃棄物の処理に要する設備・器具を備えているか	はい・いいえ	同条10号
17	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備を有しているか	はい・いいえ	同条11号
18	歯科技工に使用される原料、材料、中間物を衛生的かつ安全に貯蔵する設備を有しているか	はい・いいえ	同条12号

(5) 品質管理

19	指示書に基づき、歯科補てつ物等の作成ごとに歯科技工録を作成しているか	はい・いいえ	指針4 1)
19-2	19が「はい」の場合、2年間保存しているか	はい・いいえ	指針4 3)
20	工程管理、点検・検査、苦情処理等、自己点検及び教育訓練の手順に関する文書(手順書)を作成しているか	はい・いいえ	指針4 2)
21	工程管理について、管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行っているか	はい・いいえ	指針5 2)
22	歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上実施しているか	はい・いいえ	指針6 2)
22-2	22が「はい」の場合、点検・検査の結果を記録し、2年間保存しているか	はい・いいえ	指針6 4)
23	構成部品等(歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等)を定期的に点検・検査し、これを記録しているか	はい・いいえ	指針6 3)
24	委託歯科医師等からの苦情や、歯科補てつ物等の品質に関する問題に対して、その原因を究明し、改善が必要な場合には所要の措置を講ずるとともに、記録を作成しているか	はい・いいえ	指針7 1) 2) 3)

(6) 広告

25	歯科技工所の広告を出しているか	はい・いいえ	法26条1項
25-2	25が「はい」の場合、 ・歯科医師・歯科技工士である旨 ・歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・歯科技工所の名称、所在地及び電話番号の範囲で表示をしているか	はい・いいえ	法26条1項

関係法令

(1) 届 出

■ 歯科技工士法

(届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(2) 指示書

■ 歯科技工士法

(指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

■ 施行規則

(指示書)

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の氏名
- 二 設計
- 三 作成の方法
- 四 使用材料
- 五 発行の年月日
- 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

■ 指針

10 指示書に基づき作成等工程が2以上の歯科技工所にわたる作成等

- 1) 指示書に基づき歯科補てつ物等の作成等工程の一部を他の開設者（以下「二次受託者」という。）の歯科技工所に引き継ぐ開設者（以下「一次受託者」という。）は、当該二次受託者と当該作成等工程における作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するため、次に掲げる事

項を取り決めなければならない。

- ① 当該分担工程の範囲
 - ② その作成等に関する技術的条件
 - ③ 引継ぎ時における、委託歯科医師による指示について二以上の管理者による確認及び品質管理・点検の方法
 - ④ その他、歯科補てつ物等の作成等の作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するために必要な事項
- 2) 一次受託者及び二次受託者は、双方の取決め事項を歯科技工録又は手順書に記載しなければならない。
- 3) 指示書に基づき作成等工程が2以上にわたる歯科技工所のすべての管理者は、委託歯科医師及び2以上にわたる歯科技工所管理者の間の連絡を密にし、共同して歯科補てつ物等の質の確保を図るものとする。

(3) 業務従事者

■ 歯科技工士法

(禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

(4) 構造設備

■ 施行規則

(歯科技工所の構造設備基準)

第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
- 六 照明及び換気が適切であること。
- 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- 九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- 十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- 十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。

- 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

(5) 品質管理

■ 指針

4 指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書

- 1) 開設者は、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項について記載した歯科技工録を作成しなければならない(なお、歯科技工録については、別添の表1及び表2を参考にすることとし、番号、日付、氏名等を記載するなど、指示書を容易に特定できるものであること)。ただし、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作業工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。

- ① 作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日
- ② 患者の氏名
- ③ 作成等部位及び設計
- ④ 作成の方法(作成等手順)
- ⑤ 使用材料(使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号)
- ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
- ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
- ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
- ⑨ その他必要な事項

- 2) 開設者は、5. から9. までは規定する工程管理、点検・検査、苦情処理等、自己点検及び教育訓練の手順に関する文書(以下「手順書」という。)を作成しなければならない。ただし、当該歯科補てつ物に係る作成等工程の一部を他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作成等工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。

- 3) 開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から2年間保存すること。なお電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとする。

5 工程管理

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 2) 管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行うこと。

6 歯科補てつ物等及び機器の点検・検査

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等及び機器の点検・検査に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 2) 適正な方法により構造設備及び機器の点検・検査を行うこと。なお、歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上必ず実施すること。

3)構成部品等を定期的に点検・検査し、これを記録すること。

4)2)に掲げる記録を作成の日から2年間保存すること。

7 苦情処理等

開設者は、管理者に、歯科補てつ物等の品質等に関して当該委託歯科医師又は当該歯科医師を経由して特定人から苦情があった場合、又は歯科補てつ物等の品質等に問題があると認められた場合には、手順書に基づき、次に掲げる事項により適切に管理させなければならない。

1)当該委託歯科医師からの苦情又は当該歯科医師を経由した特定人からの苦情に対しては、歯科技工録を点検し、原因を究明するとともに、作成等管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

2)当該歯科技工所に起因した歯科補てつ物等の品質等に関する問題に対しては、その原因を究明し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

3)1)又は2)の後に歯科技工録を点検し、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録等を作成し、当該委託歯科医師に報告すること。

(6) 広告

■ 歯科技工士法

(広告の制限)

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

※指針…歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について

(平成24年10月2日付け医政発1002第4号 厚生労働省医政局長通知)

